

	質問	回答
1	立ち会い通知を立ち会い日の2週間前までに送付すると説明があったが、2週間以上自宅を不在にする予定がある。どのように立ち会えば良いか。	立ち会いを含む調査は3か月程度の期間を確保している。立ち会い予定日を過ぎた後も市又は受注者へ連絡いただければ、再度立ち会いの日程を設定する。
2	立ち会いを土日に希望するが、最初から土日の日程で調整できないか。	事前に市又は受注者へ連絡いただければ、その際に立ち会いの日程を設定する。
3	私道の立ち会いは行うのか。	市の道路と皆様所有の土地との境界を確認する。私道と市の道路の接している部分は、境界確認の立ち会いを私道所有者と行う。私道と私道に接している土地との境界は確認しない。 (説明会資料7ページ参照)
4	市の道路と個人の土地の境界を確認するのか? 民境界も決めるのか。	市の道路と皆様所有の土地との境界を確認する。市の道路上の民境界も確認する。その他の民境界は確認しない。 (説明会資料7ページ参照)
5	赤道(あかみち: 昔の畑のあぜ道)の立ち会いは行うのか。	赤道も、街区を形成する市が管理する道路なので、境界確認の立ち会いを隣接する土地所有者と行う。
6	境界がはっきりしている場合、立ち会いを行う必要はないのではないか。法律の定めがあるのか。	国土調査法で所有者と境界確認をして、この様式で署名をしてもらうということが定められてる。
7	立ち会いに出席しない場合は個別訪問するのか。	現地に居住されている場合は、ご自宅にお声がけする。遠方に居住されている場合は、郵送による依頼をし、立ち会い時に現地でお待ちする。
8	街区境界未定の場合、不都合は生じるか。	今後、土地所有者が分筆や売買を行う際に改めて測量して道路との境界を確認する必要があると考えており、その際の測量費用は土地所有者の負担となる。
9	後日送付される成果品はどのようなものか。	2種類の成果品をお送りする。街区境界点番号図はA3サイズの図面で、土地の境界を区切る線と曲がり点の番号が付いたもの。街区境界点成果表は、A4サイズの帳票で、今回確認した点と測量で使用した基準点の点名、座標、標示物を記載した一覧表である。 (説明会資料18ページ参照)
10	小平市で他の地域もこの調査を行っているのか。なぜこの地域を行うのか。	平成27年度から立ち会いを伴う調査をしている。市役所に近い地域と、街区の形が形成されている学園地域で順次調査を行っており、今年度はこの地域となった。